

▶▶人事行政の運営等の状況▶▶

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員数の推移(各年度4月1日現在)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
428人(3)	416人(6)	403人(8)	395人(12)	388人(16)

※()内は、再任用短時間勤務職員であり外書きです。

※職員数は、派遣職員を含みます。21年度は、瑞穂斎場組合(1人)、西多摩衛生組合(1人)、東京都市町村総合事務組合(1人)、福生病院組合(2人)、東京都後期高齢者医療広域連合(1人)、福生市社会福祉協議会(2人)、東京都(1人)に計9人の職員を派遣しています。

(2)部門別職員数の状況 4ページ「職員等の給与状況」をご覧ください。

(3)採用者数及び退職者数の状況(平成20年度)

採用者数	退職者数				
	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	計
11人	12人	3人	1人	0人	16人

2 職員の給与の状況 4ページ「職員等の給与状況」をご覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

(1)職員の勤務時間の状況(標準的なもの)【平成21年7月1日から】

職員の勤務時間については、1週間の勤務時間が38時間45分となっています。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間	週休日
38時間45分	7時間45分	午前8時30分～午後5時15分	日曜日及び土曜日

- ・水曜日の時間外開庁時の職員は午前11時15分～午後8時に勤務します。
- ・土曜日の開庁時に勤務する職員は、原則として月曜日を週休日としています。
- ・施設の開館日、開館時間帯、職務の性質により交代制勤務を行なっている職場があります。

(2)職員の年次有休休暇の状況(平成20年)

1年につき20日間を付与し、その年に使用しなかった日数があった場合は、20日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

対象職員数356人 平均取得日数10.5日

(3)育児休業の状況(平成20年度)

地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、3歳に満たない子を養育するための休業制度です。

育児休業取得者数男性職員:0人、女性職員:15人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分地方公務員法第28条の規定により、職員がその職務を十分に果たすことのできない一定の事由のある場合に、免職、休職、降任などの処分を行ないます。

懲戒処分地方公務員法第29条の規定に 平成20年度

より、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法律違反などの一定の義務違反に対して、免職、停職、減給、戒告の処分を行ないます。

区分	分限処分		懲戒処分		
	免職	休職	降任	免職	停職
処分者数	0人	3人	0人	0人	0人

5 職員の服務の状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

区分	内 容
法令等及び職務命令に従う義務	法令等に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。
職務に専念する義務	職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することは制限されています。

市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、福生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の概要を市民の皆さんにお知らせします。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成20年度)

(1)職員研修の実施状況

研修種別	実施内容	研修実施機関						合計	
		福生市		市町村職員研修所		その他			
		回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)		
職層研修	新任、現任、係長、課長等	新任	1	12	2	24		3 36	
	各職層ごとに実施した研修	現任			3	24		3 24	
	係長以上	各職層ごとに実施した研修	3	63	2	23		5 86	
実務・専門研修	文書、税務等の実務能力の向上を目的とした研修	実務・専門研修	8	116	17	20		25 136	
	資質の向上を目的とした人事考課、人権研修等	特別研修	21	2,318	44	132		65 2,450	
派遣研修	自治大学校等が実施した研修	派遣研修					11 25	11 25	
	市町村職員研修所の研修の講師として登壇	講師派遣					3 3	3 3	
e ラーニング							2 2	2 2	
合計		35	2,567	71	237	16	30	122 2,834	

※市町村職員研修所とは、市町村が共同で運営する「東京都市町村職員研修所」です。派遣研修先は、全国の市町村職員を対象として研修を実施している各研修所等です。e ラーニングとは、パソコンを利用した通信教育による研修です。

(2)勤務成績の評定状況

職員の一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、仕事に対する取組状況等について一定の基準と手続きに基づいて把握するため、人事考課制度を実施しています。目標設定及び取組状況については、個人職務目標申告書とともに、幹部職員が直接指導を行ない、職員の育成に役立てています。評価結果については、職員の任用・給与制度、配置管理、人材育成等に積極的に活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の実施状況

20年度受診状況定期健康診断:186人、人間ドック:259人、その他検診:662人
※その他検診→胸部レントゲン検診、大腸がん検診、胃検診、V D T 検診等

(2)公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償法に基づく補償を行なっています。

20年度発生状況公務災害:1件、通勤災害:0件、合計:1件

(3)福利厚生制度

地方公務員法第42条に基づき、福生市職員共済組合を設置し、職員の元気回復、その他の福利厚生に関する事業を行なっています。事業に必要な経費は職員が負担する組合費と市の補助金でまかなわれています。組合員数:410人、補助金額:7,641,000円、1人当たりの補助金額:18,637円

8 公公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境等に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求する制度です。福生市は他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

前年度からの継続案件、平成20年度要求事案数、完結件数、翌年度継続件数いずれも0件でした。

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に対して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

前年度からの継続案件、平成20年度申立て事案数、完結件数、翌年度継続件数いずれも0件でした。

(3)苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出及び相談をすることができます。

前年度からの継続案件、平成20年度申立て事案数、完結件数、翌年度継続件数いずれも0件でした。

個人情報が含まれる場合、広報ふっさPDF版か
問合せ秘書広報課広報広聴
らは除いてあります。
551・1568

◇市民のひろば◇